

町田第三小学校跡地活用連絡協議会設置要領

(趣旨)

第 1 この要領は、2021 年 5 月に策定した「町田市新たな学校づくり推進計画」に基づく市立小学校・中学校の統合によって 2027 年度末に閉校となる町田第三小学校の跡地活用について、町田第三小学校周辺の地域を代表する方に活用検討の進捗状況の共有をするとともに、跡地活用に関する意見交換を行うことを目的とした町田第三小学校跡地活用連絡協議会（以下、連絡協議会という）の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 連絡協議会は、町田第三小学校周辺の地域を代表する方に町田第三小学校の跡地活用検討の進捗状況を共有するとともに、跡地活用に関する意見交換を行うことを目的として設置する。

2 連絡協議会の設置期間は、設置の日から町田第三小学校跡地の活用が開始するまでとする。

(情報共有事項等)

第 3 連絡協議会は、町田第三小学校跡地活用に関する次に掲げる事項のうち必要な事項について、情報を共有するとともに、意見交換を行う。

- (1) 町田第三小学校跡地活用の方向性（コンセプト、ゾーニング、運営方法等）
- (2) 前号の方向性に沿った活用開始までの取り組み
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町田第三小学校跡地活用に関して必要と認める事項

(委員及び事務局)

第 4 連絡協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 町田第二地区町内会・自治会連合会の代表者 1 名
- (2) グランビオ町田ガーデンコート自治会 1 名
- (3) 首都高速道路自治会の代表者 1 名
- (4) 新小田急自治会の代表者 1 名
- (5) 千代ヶ丘自治会の代表者 1 名
- (6) 東ヶ丘住宅自治会の代表者 1 名
- (7) 日向台自治会の代表者 1 名
- (8) 本町田町内会の代表者 4 名以内
- (9) 本町田宿自治会の代表者 1 名
- (10) 弥生ヶ丘自治会の代表者 1 名
- (11) 町田市青少年健全育成本町田地区委員会の代表者 1 名
- (12) 町田市民生委員児童委員協議会町田第二地区の代表者 1 名
- (13) 前各号に掲げるもののほか、連絡協議会が必要と認める者

2 連絡協議会の事務局は、政策経営部企画政策課とする。

（任期）

第 5 委員の任期は、委嘱をした日から当該年度末日までとし、再任を妨げない。ただし、任期の途中で委員変更がある場合、新たに選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第 6 連絡協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて事務局が招集する。

2 委員及び事務局は、町田第三小学校跡地活用に関して必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

（守秘義務）

第 7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（意見の聴取等）

第 8 連絡協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第 9 連絡協議会の庶務は、事務局において処理する。

（その他）

第 10 この要領に定めるもののほか、連絡協議会に関して必要な事項は、委員及び事務局が連絡協議会に諮り、出席した委員の過半数をもって決することとする。

附則

この要領は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、2025 年 6 月 24 日から施行する。